

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

理事会運営規則

(目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款（以下「定款」という。）第5章の規定により、理事会の運営等について必要なことを定めることを目的とする。

(会長の専決事項)

第2条 定款第27条第1項に定める会長が専決できる「日常の軽易な業務」とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 事務局長の任免を除く職員の任免に関すること
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの。その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があると認められるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、経理規程第77条第3項に定める金額を超えないもの及び次のような軽微なもの。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (8) 予算上の予備費の支出及びその他緊急を要する事項。
- (9) 福祉サービス利用者の日常の処遇に関すること。
- (10) 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (11) 特に緊急を要する諸規程等の制定及び改廃に関すること。
- (12) 福祉資金の貸付金が7万円以下の適否の決定。ただし、緊急を要し、尚且つ限度額まで必要なものの適否の決定。

(13) 予算計上されている事業の委託契約

- 2 前項第6号から第8号で定める会長が専決することができる金額及び範囲は次のとおりとする。(経理規程第77条第3項に定める金額)

	契 約 の 種 類	金 額
1	工 事 また は 製 造 の 請 負	4 0 0 万円
2	食 料 品 ・ 物 品 等 の 買 入 れ	3 0 0 万円
3	前 各 号 に 掲 げ る も の 以 外	2 0 0 万円

(理事会の運営)

第3条 理事会の開催は、予算及び決算のための理事会の外、理事会の議決を要する事項がある場合その他事業の必要により開催するものとする。

- 2 理事が理事会に出席できない場合、理事会における議決権を他の理事に委任することはできない。
- 3 議長の議決権については、可否同数のときより前に行使することはできない。
- 4 建設請負業者又は物品納入業者等である理事は、法人が行う建設請負工事又は物品納入等の契約を行おうとする場合には、当該契約の入札価格の決定及び業者選定等に係る議事の議決には加わることはできない。
- 5 第1項に定める「理事会の議決を要する事項」は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定
- (6) 社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他所轄庁等の許認可を受ける事項
- (7) 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る解約（軽微なものを除く。）
- (8) 事務局長の選任及び解任
- (9) 諸規程等の制定及び改廃に関すること。ただし、特に緊急を要するものを除く。
- (10) その他、この法人の業務に関する重要事項。ただし、会長が専決できる「日常の軽易な業務」を除く

(理事による利益相反取引等の制限)

第4条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
 - (3) 本会が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
- (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方、金額、時期、場所
 - (4) 取引が正当であることを示す参考資料
 - (5) その他の必要事項
- 3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第5条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(報告の省略)

第6条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、会長による自己の職務の執行状況についての報告は、省略すること。

(地区担当理事)

第7条 市内の町ごとに地区担当理事各1名を置く。

- 2 地区担当理事は、理事の中から会長が指名する。
- 3 地区担当理事は、各地区で行う事業等において直接会長が従事できない場合に会長に代わってその職務を代行する。

(役員を選任等)

第8条 定款第19条による役員を選任は、任期開始日までに行わなければならない。

- 2 前項により役員を選任する場合は、役員就任予定者から選任関係書類（就任承諾書及び履歴書等）を徴するものとする。

(改正)

第9条 この規則の改正は、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規則は、平成17年1月18日より施行する。
- 2 この規則は、平成20年3月1日より改正実施する。
- 3 この規則は、平成22年3月1日より改正実施する。
- 4 この規則は、平成23年3月29日より改正実施する。
- 5 この規則は、平成26年1月27日より改正実施する。
- 6 この規則は、平成26年3月1日より改正実施する。
- 7 この規則は、平成26年4月1日より改正実施する。
- 8 この規則は、平成27年1月1日より改正実施する。
- 9 この規則は、平成27年10月5日より改正実施する。
- 10 この規則は、平成28年3月1日より改正実施する。
- 11 この規則は、平成29年4月1日より改正実施する。
- 12 この規則は、平成29年7月1日より改正実施する。
- 13 この規則は、平成31年4月1日より改正実施する。
- 14 この規則は、令和元年6月1日より改正実施する。
- 15 この規則は、令和5年2月1日から改正実施する。
- 16 この規則は、令和5年7月1日から改正実施する。
- 17 この規則は、令和8年9月1日から改正実施する。